

第5回地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会次第

日時：平成16年3月6日（土）

午前11時から

会場：三和村スポーツセンター 体育室

開会

1 審議

（1）合併協定書記載文案について

2 その他

閉会

事務局修正案

協議事項	
(10)	地域審議会及び地域自治組織(仮称)の取扱い

合併協定書記載文案	
<p>1 地域協議会</p> <p>(1) 市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(2) 協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。</p> <p>(3) 各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。</p> <p>(4) 協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べるができる。</p> <p>当該区域において行われる施策(予算措置を伴うものを含む。)の策定及び実施に関すること</p> <p>当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること</p> <p>新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること</p> <p>(5) 協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。</p> <p>(6) 協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね10人以上25人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。</p> <p>(7) 協議会の会議は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 地域自治組織(仮称)</p> <p>地域自治組織(仮称)については、法律の改正等があった場合には、合併後も含め廃置分合の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する。</p>	
決定日	平成 年 月 日